

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、「障がい」や「障がい者」への理解を一層に深め、障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、支えあえる「心のバリアフリー」を社会全体で進めることが最も重要となります。

本計画では、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関をはじめ、障がい者団体、地域住民、事業者等との連携、協力を進めながら、全ての人々が安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指して、障がい者福祉施策を実行していきます。

2 行政の推進体制

障がい者を取り巻く問題は、医療、福祉、交通、防災、生活など多様な分野にまたがるうえ、家族や地域にも発展する問題の複雑化、複合化が顕著となってきました。行政には、障がいのある人の地域生活を総合的に支援する体制づくりが求められています。

愛南町では、障がいのある人に特化した問題にとどまらない重層的な支援が行える「総合相談窓口（ワンストップ窓口）」の設置を行い、関係各課を横断した包括支援体制を整備し、愛南町総合計画をはじめとする関係計画との連携と調整を図りながら、障がい者福祉施策を実行していきます。

また、計画の推進には、行政、地域自立支援協議会専門部会、障害福祉サービス提供事業者、地域がそれぞれの役割を果たし、一体的につながりながら取り組んでいきます。

3 計画の進捗状況の管理・評価

愛南町地域自立支援協議会専門部会と連携し、障がい者計画にある基本目標の達成に向けて事業を実施していきます。また、愛南町福祉関係計画策定懇話会及び愛南町地域自立支援協議会[※]へ進捗状況を報告し、多様な立場の方へ意見、評価を求め、本計画の実効性を高めていきます。

また、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行い、愛南町総合計画の推進に基づく事務事業の評価を行いながら、計画の着実な推進に努めます。

※ 地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う機関。